

第43号議案

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の一部改正に伴い、これに準じて選挙長等の報酬額を改定するとともに、業務に従事した時間に応じた報酬の支給を可能にすることに関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1回	10,800円
投票所の投票管理者		12,800円
期日前投票所の投票管理者		11,300円
開票管理者		10,800円
投票所の投票立会人		10,900円
期日前投票所の投票立会人		9,600円
開票立会人		8,900円
選挙立会人		8,900円

」

を

「

選挙長	日額	12,200円
投票所の投票管理者		14,500円以内において規則で定める額
期日前投票所の投票管理者		12,800円以内において規則で定める額
開票管理者		12,200円
投票所の投票立会人		12,400円以内において規則で定める額
期日前投票所の投票立会人		10,900円以内において規則で定める額

開票立会人		10,100円
選挙立会人		10,100円

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の日数については、職務が引き続き翌日にわたるときも、これを1日とみなす。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。